

## 議案第 24 号

おいらせ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
について

おいらせ町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年おいらせ町条例第 101 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の一部改正等に伴い、災害援護資金貸付けの保証人に関する規定及び償還方法の追加を行うため提案するものである。

おいらせ町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
おいらせ町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第101号）の一部を次のように改正する。

第14条見出し中「利率」の次に「及び保証人」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 3 前項の保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

第16条第1項中「第13条第2項及び第14条」の次に「第1項」を加え、「第14条中」を「第14条第1項中」に改め、同条第2項中「保証人については、」の次に「第14条第2項及び」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のおいらせ町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。